

# 19

## 乳幼児等用施設

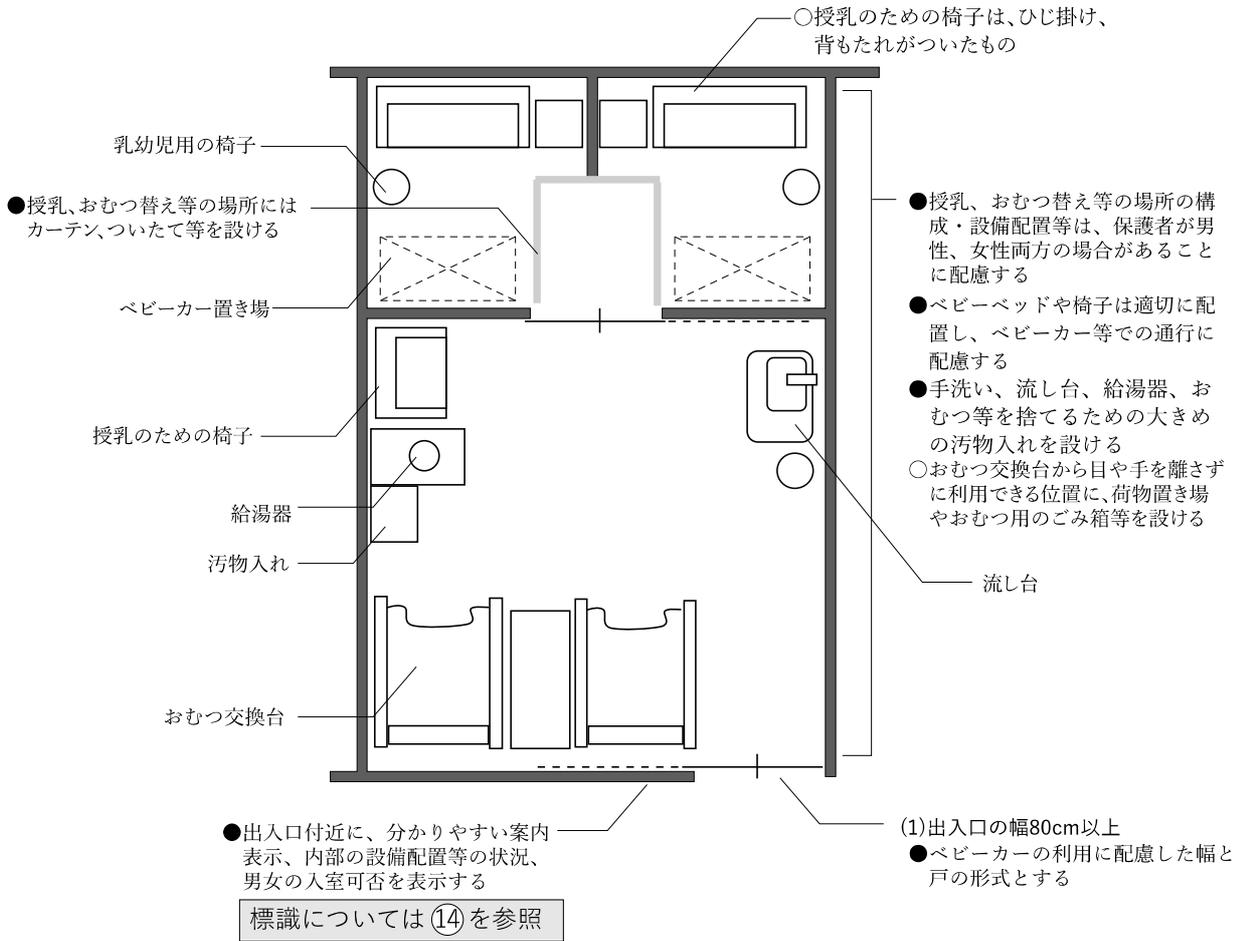
### 整備の基本的な考え方

- 高齢者、障害者をはじめ全ての人が円滑に利用できる乳幼児等の休憩や授乳のための場所等を1以上整備する。
- 授乳、おむつ替え等の場所は、独立した部屋を設けることが望ましいが、困難な場合は、休憩場所等の一部を利用して授乳コーナーに整備することもできる。

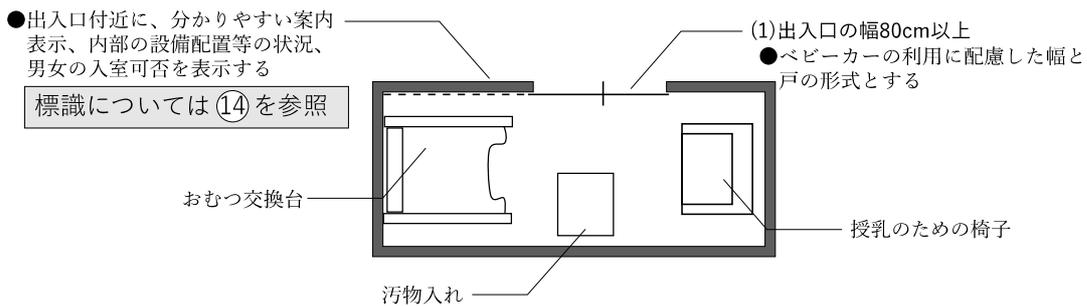
整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1)用途面積が1,000㎡以上の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((5)及び(9)の施設を除く。)、11((8)の施設を除く。)及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80cm以上とする。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <p>◆「用途面積が1,000㎡以上の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((5)及び(9)の施設を除く。)、11((8)の施設を除く。)及び13に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡以上の官公庁の施設、社会福祉施設（保育所を除く。）、医療施設、自動車教習所、博物館等、集会場等、宿泊施設、商業施設（コンビニエンスストアとキャバレー等を除く。）、地下街、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、運動施設、複合施設</p> <p>→「4の(2)に定める構造の廊下」：移動等円滑化経路を構成する廊下等（55頁）を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●授乳、おむつ替え等の場所は、ベビーカーでも円滑に利用できるよう、移動等円滑化経路を構成する廊下に面して1以上設けること。</li> <li>●出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすること。</li> <li>●授乳、おむつ替え等の場所の構成・設備配置等は、保護者が男性、女性両方の場合があることに配慮する。</li> <li>●ベビーベッドや椅子は適切に配置し、ベビーカー等での通行に配慮すること。</li> <li>●プライバシーの確保に配慮するため、授乳、おむつ替え等の場所にはカーテン、ついたて等を設けること。</li> <li>●手洗い、流し台、給湯器のほか、おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設けること。</li> <li>●男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授乳のための椅子は、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであること。</li> <li>○乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けること。</li> </ul>
<p>(2)用途面積が1,000㎡未満の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((9)の施設を除く。)及び11((8)の施設を除く。)に掲げる公共的施設にあっては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。</p>	<p>≪左欄記載施設≫</p> <p>◆「用途面積が1,000㎡未満の別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、3、4((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8((9)の施設を除く。)及び11((8)の施設を除く。)に掲げる公共的施設」：用途面積1,000㎡未満の官公庁の施設、社会福祉施設（保育所を除く。）、医療施設、自動車教習所、博物館等、集会場等、宿泊施設、商業施設（キャバレー等を除く。）、地下街、公衆便所、公衆浴場、劇場等、路外駐車場、展示場、運動施設</p>	

## □休憩、授乳場所等の整備例

### ■様々な機能をもつ授乳室の例



### ■ミニマムな機能の授乳室の例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p186を加工して作成



memo

### ■ 搾乳ができることを示す掲示等について

- ・ 出産した女性の中には、赤ちゃんが入院している等の様々な理由から、自分で母乳を絞る、いわゆる「搾乳」を必要とする場合がある。
- ・ このため、授乳室には、搾乳できることを示す掲示をすることが望ましい。

< 掲示例 >



- ・ 神奈川県が独自に作成した、搾乳できることを示すシンボルマークを掲示した事例

資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省） p 185

